

○内閣府令第五号

農林水産省令第五号  
銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）附則第十条第一項の規定に基づき、農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
農林水産大臣 山本 有二

農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令（定義）

第一条 この命令において使用する用語は、銀行法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）において使用する用語の例による。

（連携及び協働に係る方針の内容）

第二条 改正法附則第十条第一項の規定により農林中央金庫が決定する農林中央金庫電子決済等代行業者（改正法による改正後の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号。以下「この条において「新法」という。）第九十五条の五の九第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者を営む電子決済等代行業者を含む。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

二 農林中央金庫電子決済等代行業者が、その営む農林中央金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、新法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

三 前号に規定する体制のうち、新法第九十五条の五の二第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四 第二号又は前号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムに関する方針

五 農林中央金庫において農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

六 その他農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

（連携及び協働に係る方針の公表）  
第三条 農林中央金庫は、前条の方針を決定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

附則  
この命令は、公布の日から施行する。

省 令

○総務省令第四十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の（十八）の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六十九の項中「製剤」の下に「メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○内閣府告示第二千九百一十一号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月一日から施行する。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」の下に「株式会社イトヨーカ堂 イオン株式会社 ユニーク株式会社 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス」を加える。

○金融庁告示第二十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年六月二十七日

金融庁長官 森 信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十九年十二月三十一日まで適用する。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十九年六月三十日まで適用する。

○政治資金適正化委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年六月二十七日

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏 名 抹消年月日 抹消事由  
二二九八 國久 眞一 二九、六、八 本人からの申請